

川口市戸塚環境センター施設整備事業に
係る環境影響評価準備書

令和 2 年 3 月

川 口 市

目 次

頁

序章 調査計画の変更

第 1 章 事業者の名称及び住所 1- 1

第 2 章 対象事業の目的及び概要 2- 1

2.1 対象事業の名称 2- 1

(1) 名称 2- 1

(2) 対象事業の種類 2- 1

2.2 対象事業の目的 2- 1

2.3 対象事業の概要 2- 2

(1) 対象事業実施区域の位置 2- 2

(2) 対象事業の規模 2- 2

(3) 対象事業の実施期間 2- 5

(4) 対象事業で整備する施設の概要 2- 6

(5) 工事の概要 2-45

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3- 1

3.1 社会的状況 3-1- 1

(1) 人口及び産業の状況 3-1- 1

(2) 土地利用の状況 3-1- 4

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況 3-1- 8

(4) 交通の状況 3-1-11

(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況 3-1-16

(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況 3-1-27

(7) 環境の保全を目的とする法令、条例等により指定された地域その他 の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に 係る計画の内容 3-1-31

3.2 自然的状況 3-2- 1

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況 3-2- 1

(2) 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況 3-2-18

(3) 土壌及び地盤の状況 3-2-31

(4) 地形及び地質の状況	3-2-36
(5) 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況	3-2-39
(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況	3-2-66
(7) 文化財その他の生活環境の状況	3-2-70
(8) 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	3-2-73
(9) その他環境等への負荷の状況	3-2-75
第4章 関係地域	4- 1
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4- 1
4.2 環境に影響を及ぼす地域	4- 1
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	5- 1
第6章 調査計画書についての知事の意見	6- 1
6.1 全般事項	6- 1
6.2 調査、予測及び評価について	6- 1
6.3 環境保全措置について	6- 2
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	7- 1
7.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解	7- 1
7.2 知事意見に対する事業者の見解	7- 1
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8- 1
8.1 調査項目	8- 1
(1) 環境影響要因の把握	8- 1
(2) 環境影響評価項目の選定	8- 1
(3) 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由	8- 3
8.2 調査、予測及び評価の方法	8- 6

第9章	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	9-1-1
9.1	大気質	9-1-1
9.2	騒音・低周波音	9-2-1
9.3	振動	9-3-1
9.4	悪臭	9-4-1
9.5	水質	9-5-1
9.6	地下水	9-6-1
9.7	土壌	9-7-1
9.8	動物	9-8-1
9.9	植物	9-9-1
9.10	生態系	9-10-1
9.11	景観	9-11-1
9.12	自然とのふれあいの場	9-12-1
9.13	日照障害	9-13-1
9.14	電波障害	9-14-1
9.15	廃棄物等	9-15-1
9.16	温室効果ガス等	9-16-1
第10章	環境の保全のための措置	10- 1
第11章	対象事業の実施による影響の総合的な評価	11- 1
第12章	事後調査の計画	12- 1
12.1	事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及び その理由	12- 1
12.2	事後調査の方法等	12- 3
12.3	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合 の対応方針	12-26
12.4	事後調査の実施体制	12-26
第13章	環境影響評価の受託者の名称及び所在地	13- 1

序章 調査計画の変更

川口市戸塚環境センター施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年、埼玉県条例第 61 号）第 6 条の規定に基づき、「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）の縦覧を行った。

調査計画書縦覧後、調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討し直すとともに、現地の状況に則して、調査内容の変更を行った。また、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化と、隣接地域における土地区画整理事業及び公共下水道事業との調整に伴い事業計画等の一部を変更した。

これらの変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第 21 条第 1 項のただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び変更事項を以下に示す。

【調査計画変更の流れ】

年月日	主な変更内容
令和元年 7 月	・ 事業計画の変更 ・ 調査、予測及び評価の内容の変更

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書 (令和2年2月26日)
様式第5号(2) (第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

令和2年2月26日

(あて先)

埼玉県知事

事業者の名称

川口市長 奥ノ木信夫

担当課所名 環境部環境施設課

所在地 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

担当者職・氏名 主査・緒方庸平

電話番号 048-228-5383

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項のただし書きの規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	川口市戸塚環境センター施設整備事業
行わない手続き等	☒ 全部・一部 ()
申請理由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況に則して、調査、予測及び評価の内容を検討し直したため。加えて、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化と、隣接地域における土地区画整理事業及び公共下水道事業との調整に伴い、事業計画の一部を変更したため。

変更内容検討書

令和２年２月２６日作成

１．対象事業の名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

２．変更の内容

表-1 変更の内容(1)

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 2 章 対象事業の目的及び概要			
2.3 対象事業の概要	別紙 1 参照	別紙 1 参照	対象事業実施区域、面積の変更（調査計画書 p. 2-1、p. 2-3、p. 2-4）
	別紙 2 参照	別紙 2 参照	施設配置の変更（調査計画書 p. 2-7）
	別紙 3 参照	別紙 3 参照	排水処理施設・排水計画の変更（調査計画書 p. 2-19、p. 2-22～2-25）
	別紙 4 参照	別紙 4 参照	廃棄物運搬車両台数の変更（調査計画書 p. 2-29）
	別紙 5 参照	別紙 5 参照	全体工程及び工事工程の変更（調査計画書 p. 2-5、p. 2-32）
	別紙 6 参照	別紙 6 参照	埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の具体化に伴う環境保全計画の変更（調査計画書 p. 2-33）
第 5 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価方法			
5.1 大気質	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査地点（No.2 地点）の移動（調査計画書 p. 5-1-5）
	別紙 8 参照	別紙 8 参照	環境影響評価項目（施設の稼働に伴う粉じん）の追加（調査計画書 p. 4-2、p. 4-3、p. 4-6、p. 5-1-8）
5.2 騒音・低周波音 5.3 振動	別紙 9 参照	別紙 9 参照	調査地点（環境騒音・振動；No.7 地点）の移動（調査計画書 p. 5-2-4、p. 5-3-4）
	別紙 10 参照	別紙 10 参照	調査手法（工場・事業場騒音の区別の整理）の変更（調査計画書 p. 5-2-1）
	別紙 11 参照	別紙 11 参照	予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音、振動の予測地点）の変更（調査計画書 p. 5-2-7、p. 5-3-7）
	別紙 12 参照	別紙 12 参照	低周波音の評価の手法の変更（調査計画書 p. 5-2-8）
	別紙 13 参照	別紙 13 参照	調査手法（工場・事業場振動の区別の整理）の変更（調査計画書 p. 5-3-1）

表-2 変更の内容(2)

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 5 章 選定項目ごとの調査、予測及び評価方法			
5.4 悪臭	別紙 14 参照	別紙 14 参照	調査地点 (No.3 地点) の移動 (調査計画書 p. 5-4-3)
5.5 水質	別紙 15 参照	別紙 15 参照	水質に係る環境影響評価項目の追加・削除 (造成等の工事に伴う水質 (健康項目等) の追加、施設の稼働に伴う水質と底質 (水質 8 項目、底質 1 項目) の削除) (調査計画書 p. 4-2、p. 4-4、p. 5-5-4、p. 5-5-5)
	別紙 16 参照	別紙 16 参照	調査項目 (沈降試験) の追加 (調査計画書 p. 5-5-2)
	別紙 17 参照	別紙 17 参照	調査地点 (No.5 地点 ; 厚生会館の排水) の追加 (調査計画書 p. 5-5-1～5-5-3)
	別紙 18 参照	別紙 18 参照	予測及び評価の手法 (造成等の工事の SS の予測方法) の変更 (調査計画書 p. 5-5-4)
5.7 土壌	別紙 19 参照	別紙 19 参照	調査項目 (環境基準項目数) の変更 (調査計画書 p. 5-7-1)
	別紙 20 参照	別紙 20 参照	調査地点 (No.2 地点) の移動 (調査計画書 p. 5-7-3)
5.12 自然とのふれあいの場	別紙 21 参照	別紙 21 参照	予測及び評価の手法 (施設の存在、施設の稼働の予測内容) の変更 (調査計画書 p. 5-12-4)

3. 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、現地の状況に則して、調査、予測及び評価の内容を検討し直した。加えて、施設設計の進捗に伴う事業計画の具体化、並びに隣接地域における土地区画整理事業及び公共下水道事業の調整に伴い、事業計画の一部を変更した。

4. 変更後の関係地域

変更なし

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 1~21 のとおり

6. 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7. 変更後の環境の保全のための措置

—

8. 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9. 変更後の事後調査の計画

—

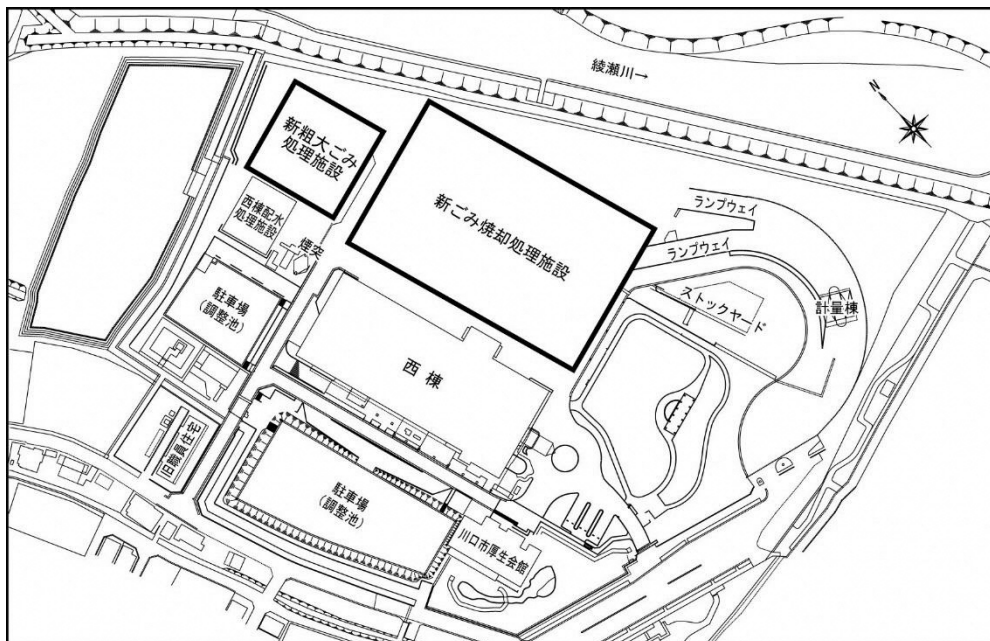
備考: 6. から 9. までは、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

【調査計画書の内容】

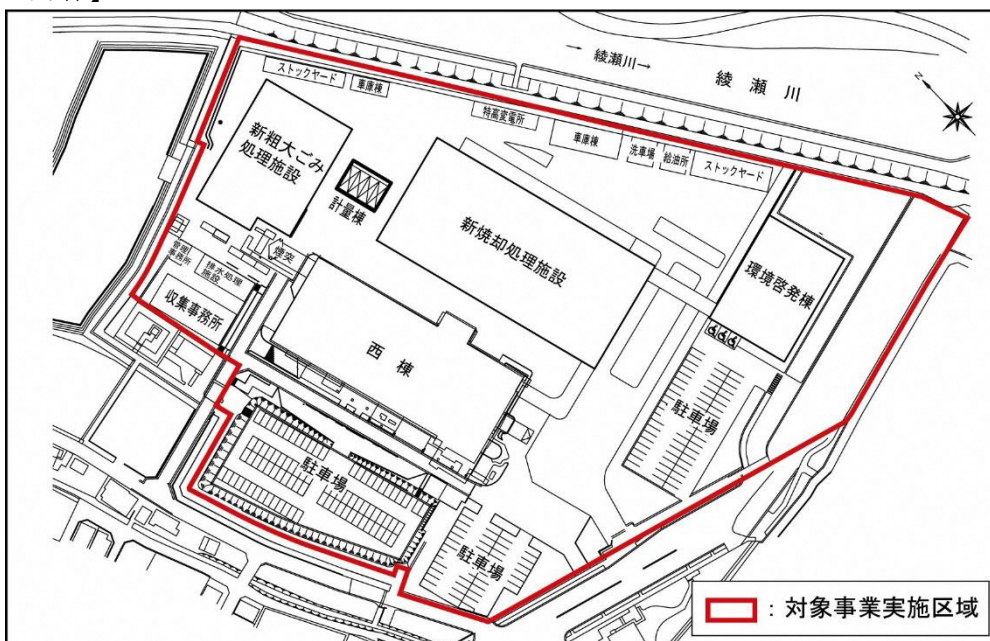
隣接地域における土地区画整理事業の調整に伴い、戸塚環境センターの敷地境界の見直しを行ったことにより敷地境界線及び敷地面積を変更した。

別紙 2「2.3 対象事業の概要」…施設配置（新施設完成時）の変更

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、施設配置の熟度が高まったことにより計画施設の配置を変更した。（前掲「別紙 1.」に示した敷地の変更の結果を明確に示すために、対象事業実施区域を赤線で図示した。）

別紙 3 「2.3 対象事業の概要」…排水処理施設・排水計画の変更

【調査計画書の内容】

・排水処理施設

(以下、関連事項を要約)

- ・新施設に関連するプラント系排水の他、生活排水、余熱利用施設からの排水を一括して処理する新排水処理施設を整備する。
- ・既存施設（西棟）との同時稼働時に、既存施設から発生するプラント系排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理する。

・排水計画

(以下、関連事項を要約)

- ・新施設から発生するプラント排水、職員及び見学者等の生活排水、余熱利用施設からの排水は、新施設の排水処理施設で処理する。
- ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時に、既存施設から発生するプラント排水及び生活排水は、現況と同じく既存施設の西棟排水処理施設で処理する。
- ・新施設の排水処理施設の排水処理量及び排水処理方式は、今後決定する予定。
- ・新施設及び既存施設からの排水処理水は、現況と同様に公共用水域（対象事業実施区域の西側から北側へと流れる排水路）に排水する。
- ・排水処理施設の処理水は、実行可能な範囲で再利用を図った上で、公共用水域に排水する。
- ・雨水排水は、雨水調整池に引き込んで流量調整を行い、公共用水域に排水する。
- ・処理水に係る水質の自主規制値は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準を適用する。

【変更後の内容】

・排水処理施設

(以下、関連事項を要約)

- ・“新排水処理施設” …既存施設に関連するプラント系排水を処理する。処理水は再利用を図ったのち、残りを公共下水道に放流する。(既存の排水処理施設は解体する。)
- ・“新焼却処理施設内に整備する排水処理設備” …新施設に関連するプラント系排水を処理する。処理水は再利用を図ったのち、残りを公共下水道に放流する。

・排水処理計画

(以下、関連事項を要約)

処理対象の排水の種類		処理方法
新排水処理施設	プラント排水 (有機系)	排水処理フロー図により、処理水は再利用するとともに、残りを公共下水道に放流する計画である。
	プラント排水 (無機系)	
新焼却処理施設の排水処理設備	プラント排水 (有機系排水)	なお、新粗大ごみ処理施設からの排水の処理については、施設の建設後から新焼却処理施設の稼働開始までは新排水処理施設で、新焼却処理施設の稼働開始後は、新焼却処理施設の排水処理設備で処理する。
	プラント排水 (無機系排水)	
	洗煙排水	
生活排水 (新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟等)		処理設備を介さず、直接、公共下水道に放流する計画である。
雨水排水		一部の雨水排水は排水処理を行い、再利用水として使用した後、公共下水道に放流する。 未処理の雨水排水は、公共用水域に排水する。

- ・一部の雨水排水以外は公共用水域に排水しないことから、処理水の放流位置図及び処理水の水質の規制値を削除。

【変更箇所】

排水処理施設及び排水計画の内容について、施設設計の進捗に合わせて、内容の具体化を行った。特に、公共下水道事業の調整の結果、工事中の地下水揚水排水、並びに新施設の稼働に関連するプラント系排水、生活排水は、公共用水域に排水せず、公共下水道に放流する計画に変更したものであり、既存施設（西棟）の稼働に関連する排水についても、公共下水道に放流することとした。

別紙 4 「2.3 対象事業の概要」…廃棄物運搬車両台数の変更

【調査計画書の内容】

種 別		日平均台数（日最大台数） 〔台/日〕		搬入受付け時間
		戸塚環境 センター	朝日環境 センター	
搬入 車両	ごみ焼却処理施設関連	280（480）	222（627）	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時 【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	193（466）	—（—）	
	特定処理廃棄物	7（31）	5（8）	
	その他	9（28）	4（11）	
	合 計	474（922）	227（638）	
搬出 車両	ごみ焼却処理施設関連	4（8）	2（7）	—
	粗大ごみ処理施設関連	2（6）		
	合 計	5（13）	2（7）	

注）朝日環境センターの台数は、新施設と既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の同時稼働時に、増加する台数分になる。（同時稼働時に戸塚環境センターに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。）

【変更後の内容】

種 別		日平均台数（日最大台数） 〔台/日〕			搬入受付け時間
		戸塚環境 センター （新施設）	朝日環境 センター	同時 稼働時	
搬入 車両	焼却処理施設関連	212（478）	178（752）	390（1,230）	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時 【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	144（470）	—（—）	144（470）	
	特定処理廃棄物	6（17）	1（7）	7（24）	
	その他	5（20）	4（6）	9（26）	
	合 計	367（970）	179（759）	752（1,729）	
搬出 車両	焼却処理施設関連	3（9）	4（5）	7（14）	—
	粗大ごみ処理施設関連	2（5）		2（5）	
	合 計	5（13）	4（5）	9（18）	

注1）新焼却処理施設の稼働時には、最初の3年間は朝日環境センターからの廃棄物を受け入れるため、朝日環境センターからの車両台数と戸塚環境センターの新焼却処理施設の車両台数が、対象事業実施区域に集中することとなる。なお、朝日環境センターの車両台数は、朝日環境センターからの廃棄物の受け入れに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。

2）新施設に関連する職員の通勤時に使用する車両台数は以下に示すとおり計画する。

・川口市職員利用…57台/日、・委託会社社員利用…44台/日

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、事業計画の熟度が高まったことにより廃棄物運搬車両台数を変更した。また、朝日環境センターの焼却処理対象廃棄物を受け入れる予定であることから、両施設が同時に稼働する時期の車両台数も併記した。

別紙5 「2.3 対象事業の概要」…全体工程及び工事工程の変更

【調査計画書の内容】

(全体工程)

項 目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境影響評価手続き											
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事											
新粗大ごみ処理施設の建設工事											
新粗大ごみ処理施設の供用											
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事											
新ごみ焼却処理施設の建設工事											
新ごみ焼却処理施設の供用											
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働											

(工事工程)

項 目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事									
新粗大ごみ処理施設の建設工事									
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事									
新ごみ焼却処理施設の建設工事									

【変更後の内容】

(全体工程)

項 目	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
解体工事 解体工事（東棟その他）												
解体工事（厚生会館）												
新設工事 （管理棟・収集業務事務所）												
新設工事 （新粗大ごみ処理施設）												
新設工事 （新焼却処理施設）												
新設工事 （その他施設）												
新設工事 （外構工事）												
新設工事 （環境啓発棟）												
新設工事 （プラント設備工事（焼却処理施設））												
新設工事 （プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））												
新粗大ごみ処理施設の稼働												
新焼却処理施設の稼働												
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働												

(工事工程)

項 目	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
解体工事 解体工事（東棟その他）									
解体工事（厚生会館）									
新設工事 （管理棟・収集業務事務所）									
新設工事 （新粗大ごみ処理施設）									
新設工事 （新焼却処理施設）									
新設工事 （その他施設）									
新設工事 （外構工事）									
新設工事 （環境啓発棟）									
新設工事 （プラント設備工事（焼却処理施設））									
新設工事 （プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））									

【変更箇所】

施設設計の進捗に伴い、工事計画等の熟度が高まったことにより全体工程及び工事工程を変更した。

別紙 6「15) その他」「3) 工事に係る環境保全計画」…埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の 具体化に伴う環境保全計画の変更

【調査計画書の内容】

[その他] (※変更関連事項の抜粋)

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備を設置することにより、濁水の発生を抑制する。
- ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。
- ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。

【変更後の内容】

[埋設廃棄物関連] (全項目の追記)

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、管理型最終処分場に搬出、適正に処分する。
- ・掘削土(廃棄物混在)の再利用は実施しないものとする。(掘削土量は約 40,500m³と推計)
- ・掘削土は、地表部に仮置きする時間をできる限り短くするよう工程管理を厳重に実施し、短時間でも仮置きするような場合には、防じんシート、防じんネットで養生を行う等、風による土砂の飛散の防止、降雨時における雨水と接触することによる雨水排水の水質汚濁の防止を図る。
- ・場外への運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止を図る。
- ・掘削工事等において、埋設廃棄物層の範囲からの揚水の排水は、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流する。
- ・掘削工事等において、可燃性ガス、又は有毒ガスの発生が確認された場合には、工事を一旦中止して、ブロワ等の仮設の換気設備を設置し、湧出ガスの滞留防止を図る。また、特定の作業箇所や湧出ガスによる災害が予見されるような場所では、ガス濃度計により常時監視を行う。

[その他] (※変更関連事項の抜粋)

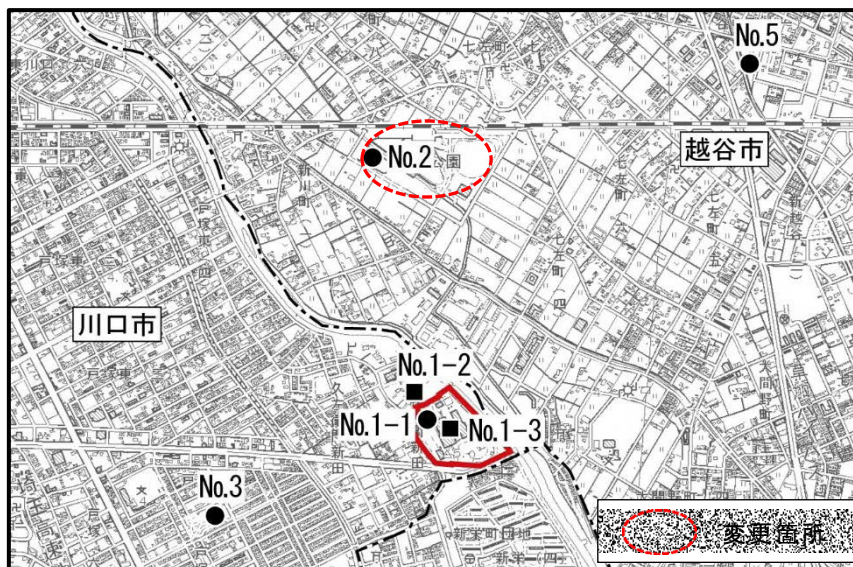
- ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。
- ・既存施設の解体工事に当たっては、関係機関と協議の上、適切な対策と十分な管理、適正処理を行い、有害物質の飛散のないようにする。

【変更箇所】

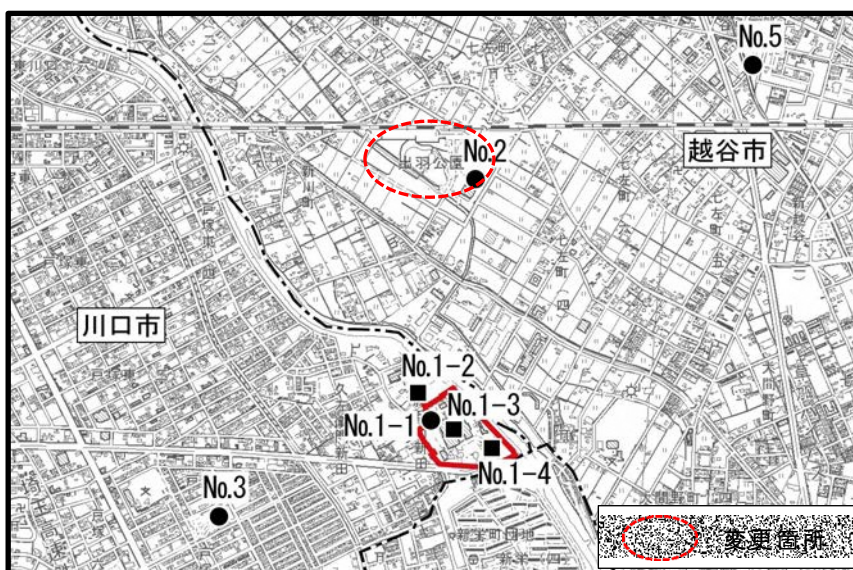
埋設廃棄物層対策を含めた工事計画の具体化に伴い、環境保全計画を変更・追加した。

別紙 7「5.1 大気質」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

調査計画書で予定していた調査地点No.2の近接地では、大気質の観測機器を稼働するための仮設電源を設置することが困難であったため、同調査地点を設定した出羽公園敷地内で、仮設電源及び観測機器を設置可能な場所を選定し直し、調査地点を変更した。

別紙 8「5.1 大気質」…環境影響評価項目（施設の稼働に伴う粉じん）の追加
【調査計画書の内容】

・表 4.2-1 環境影響評価項目の選定 (p.4-2)

影響要因の区分		環境影響要因		工事中		存在・供用時	
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	車両・資材運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●		●	●
		二酸化硫黄または硫酸酸化物				●	●
		浮遊粒子状物質				●	●
		炭化水素				●	●
		粉じん	●	●		●	×
		大気質に係る有害物質等				●	●
	騒音・低周波音	騒音	●	●		●	●
		低周波音				●	●
	振動	振動	●	●		●	●
		振動				●	●
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度				●	●
		特定悪臭物質				●	●
	水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				○	
		浮遊物質			◎	○	
		公共用水域の水質				○	
		窒素及びりん				◎	
		水温				◎	
		水素イオン濃度			◎	○	
		溶存酸素量				○	
		その他の生活環境項目				○	
		健康項目等				○	
		熱熱減量					
		底質					
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量				●	
		底質に係る有害物質等				●	
		地下水の水質			◎		
		地下水の水質に係る有害項目					

・表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由 (p.4-6)

「対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴う粉じんの発生は想定されないため選定しない。」

【変更後の内容】

・表 4.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分		環境影響要因		工事中		存在・供用時	
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	車両・資材運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●		●	●
		二酸化硫黄または硫酸酸化物				●	●
		浮遊粒子状物質				●	●
		炭化水素				●	●
		粉じん	●	●		●	×
		大気質に係る有害物質等				●	●
	騒音・低周波音	騒音	●	●		●	●
		低周波音				●	●
	振動	振動	●	●		●	●
		振動				●	●
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度				●	●
		特定悪臭物質				●	●
	水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				☆	
		浮遊物質			◎	☆	
		公共用水域の水質				☆	
		窒素及びりん				☆	
		水温				☆	
		水素イオン濃度			◎	☆	
		溶存酸素量				☆	
		その他の生活環境項目				☆	
		健康項目等			◎	☆	
		熱熱減量					
		底質					
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量				☆	
		底質に係る有害物質等				☆	
		地下水の水質			◎		
		地下水の水質に係る有害項目					

・表 4.3-1(1) 環境影響評価項目として選定した理由

「知事意見を考慮した結果、粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生のおそれがある」と判断したため選定する。」

・予測及び評価の手法＜存在・供用時＞

○予測内容

新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの発生状況

○予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

○予測対象時期等

新粗大ごみ処理施設の定常状態の稼働時

○予測方法

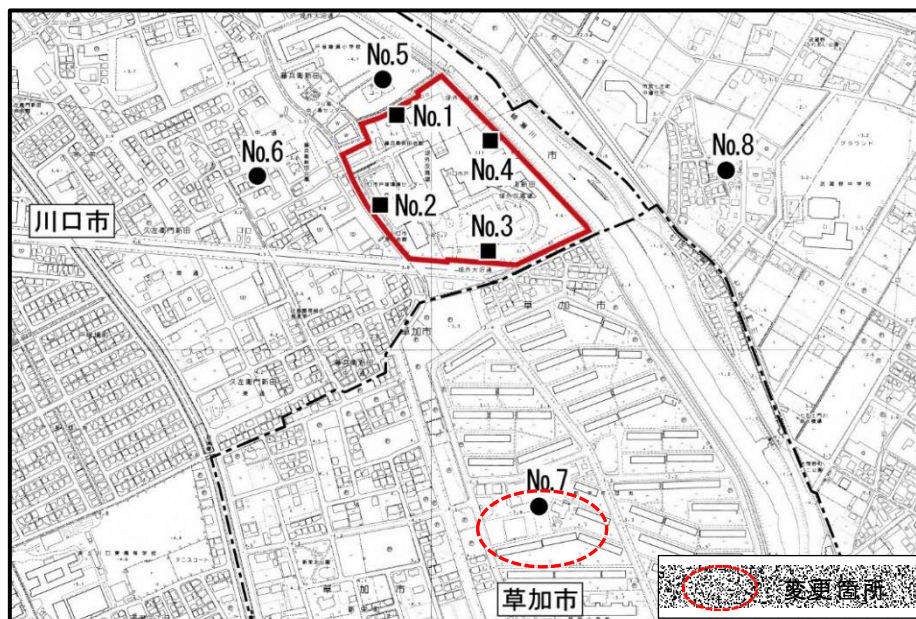
新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの飛散の影響について、事業計画に基づき、施設稼働時における粉じん対策の内容及び粉じん等の現地調査結果を踏まえて、周辺地域に及ぼす影響について、定性的に予測する。

【変更箇所】

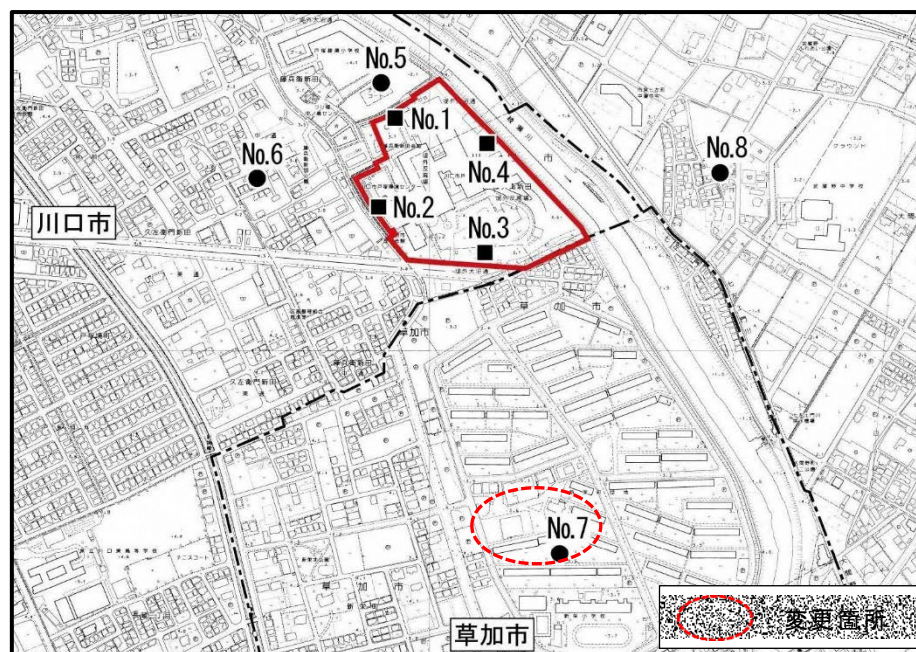
知事意見に基づき、新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの影響を環境影響評価項目に追加し、調査、予測及び評価を実施した。

別紙 9「5.2 騒音・低周波音、5.3 振動」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

調査計画書で予定していた調査地点No.7（環境騒音・振動）の周辺にあるしんえい保育園からの発生音による騒音測定への影響が懸念されたため、保育園からの距離を離すよう調査地点を変更した。

別紙 10「5.2 騒音・低周波音」…調査手法（工場・事業場騒音の区別の整理）の変更

【調査計画書の内容】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音及び低周波音の状況	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 4 地点及びその周辺の住宅地等付近の 4 地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回(秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果

【変更後の内容】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音及び低周波音の状況	工場・事業場騒音(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 ・工場・事業場騒音…対象事業実施区域の敷地境界 4 地点 (No.1～No.4) ・環境騒音…対象事業実施区域周辺の住宅地等付近の 4 地点 (No.5～No.8)	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回(秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める方法			

【変更箇所】

知事意見に基づき、調査項目では、既存施設の影響が想定される敷地境界 4 地点を工場・事業場騒音として表記し、それに合わせて調査方法を変更した。

別紙 11「5.2 騒音・低周波音」「5.3 振動」…予測及び評価の手法（施設の稼働による騒音、振動の予測地点）の変更

【調査計画書の内容】

◇予測地点（施設の稼働の騒音、振動）

- ・施設の単独稼働時は、敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時は、環境騒音の現地調査地点とする。

【変更後の内容】

◇予測地点（施設の稼働の騒音、振動）

- ・敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。
（予測時期に関係無く、敷地境界（現地調査地点 4 地点及び最大値出現地点）と環境騒音、振動の調査地点 4 地点を予測地点とした。）

【変更箇所】

施設の稼働時の予測時期に応じて、異なる予測地点を設定するのは、分かりにくいことから、予測時期に関係無く、同じ予測地点とした。

別紙 12「5.2 騒音・低周波音」…低周波音の評価手法の変更

【調査計画書の内容】

◇基準又は目標との整合に係る評価

- ・「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年環境省）による心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値

【変更後の内容】

◇基準又は目標との整合に係る評価

- ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された低周波音の感覚閾値及び物的影響の評価値

【変更箇所】

知事意見に基づき、低周波音に係る基準又は目標との整合に係る評価の内容を変更した。

別紙 13 「5.3 振動」…調査手法（工場・事業場振動の区別の整理）の変更

【調査計画書の内容】

調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	環境振動 (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	「振動レベル測定法」(JIS Z 8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の敷地境界 4 地点及びその周辺の住宅地付近等の 4 地点とする。	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回(秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果

【変更後の内容】

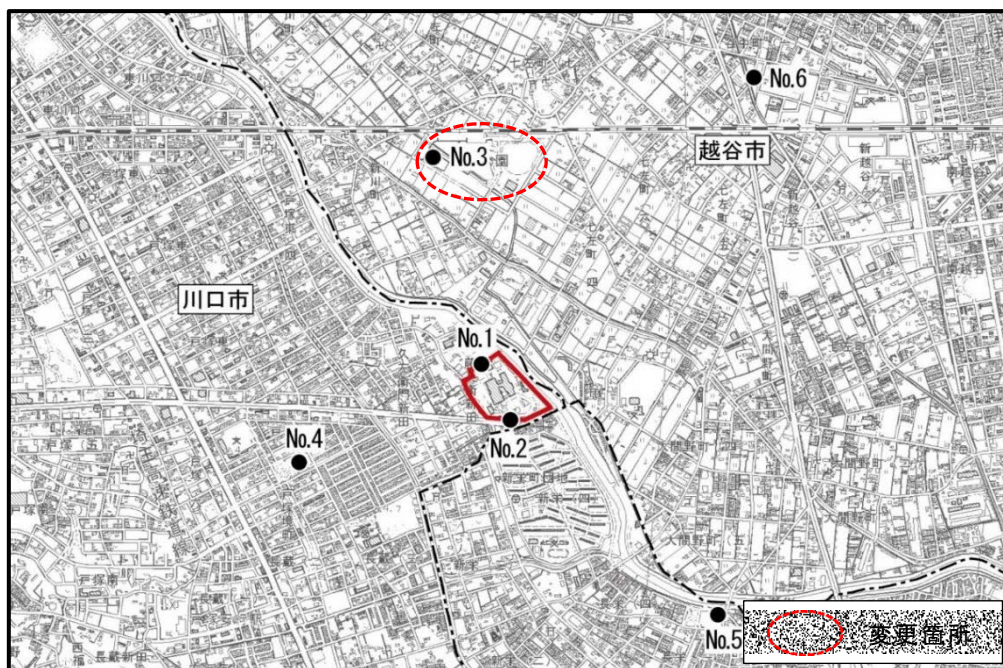
調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	工場・事業場振動 (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	「振動レベル測定法」(JISZ8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 ・工場・事業場振動…対象事業実施区域の敷地境界 4 地点 (No.1～No.4) ・環境振動…対象事業実施区域周辺の住宅地付近等の 4 地点 (No.5～No.8)	1. 調査時期及び回数 平日・休日の代表的な 1 日各 1 回(秋季) 2. 調査期間 24 時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	環境振動 (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})				

【変更箇所】

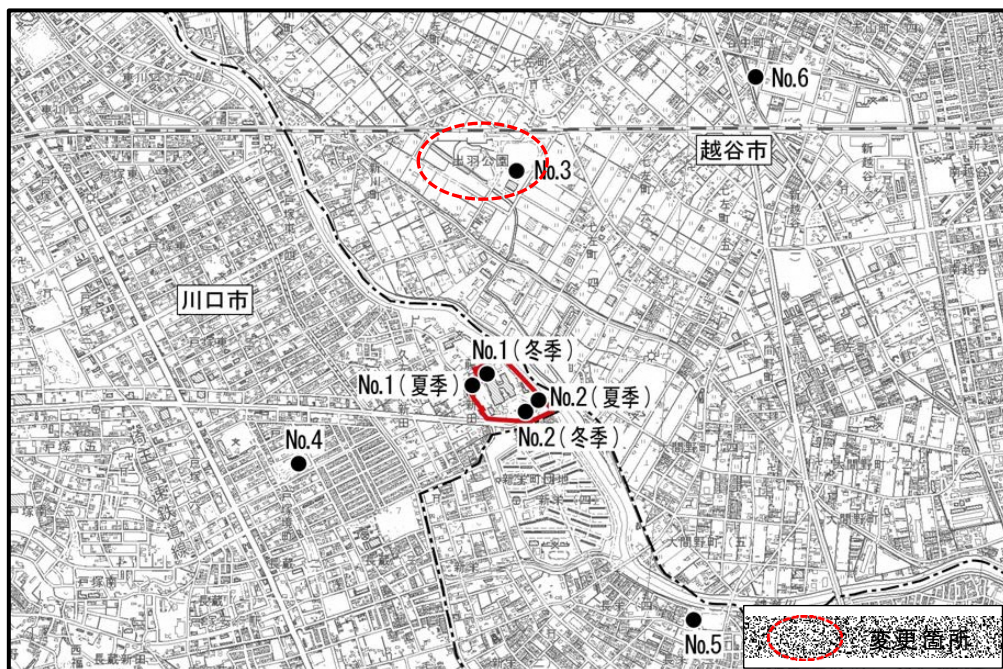
知事意見に基づく工場・事業場騒音の区別の整理に合わせて、振動についても同様の内容で調査方法を変更した。

別紙 14 「5.4 悪臭」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

悪臭の調査地点については、大気質と同様に焼却処理施設の煙突からの影響を把握することから、大気質の調査地点と同じ場所とするため、大気質の調査地点の移動に合わせて、悪臭の調査地点も移動した。

別紙 15「5.5 水質」…水質に係る環境影響評価項目の追加・削除
 （造成等の工事に伴う水質（健康項目等）の追加、施設の稼働に伴う水質と底質（水質 8 項目、底質 1 項目）の削除）

【調査計画書の内容】

・表 4.2-1 環境影響評価項目の選定（p.4-2）

影響要因の区分		環境影響要因	工事中		存在・供用時				
			建設機械の稼働	車両・材料運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
調査・予測・評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●	●	
		浮遊粒子状物質					●	●	
		酸化水素					●	●	
		粉じん	●	●				×	
		大気質に係る有害物質等					●	●	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	
		低周波音	●				●	●	
	振動	振動	●	●			●	●	
		空気振数または臭気の濃度					●		
	悪臭	特定悪臭物質					●		
		生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量					○		
	水質	公共用水域の水質	浮遊物質			◎		○	
			窒素及びりん					○	
			水温					◎	
			水素イオン濃度			◎		◎	
			溶解酸素量					○	
		底質	その他の生活環境項目					○	
			健康項目等					○	
			遊熱減量					○	
			鉛・マンガン・酸カリウムによる酸素消費量					●	
			底質に係る有害物質等					●	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目			◎				

・表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由（p.4-4）

（水質 8 項目及び底質 1 項目の存在・供用時）

…「ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水、余熱利
 用施設の排水及びプラント排水の発生が考えられるため選定する。」

・表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由（p.4-6）

（記載無し）

【変更後の内容】

表 8.1-2 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分		環境影響要因		上・事中		存在・供用時			
調査・予測・評価の項目				建設機械の稼働	車両・資材運搬等の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物		●	●			●	●
		二酸化硫黄または硫黄酸化物						●	
		浮遊粒子状物質						●	●
		臭化水素						●	●
		鉛じん		●	●			◎	×
		大気質に係る有害物質等		●	●			●	●
	騒音・低周波音	騒音		●	●			●	●
		低周波音						●	
		振動		●	●			●	●
	悪臭	振動		●	●			●	●
		臭気指数または臭気の濃度						●	
		特定悪臭物質						●	
	水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量						☆	
		浮遊物質				◎		☆	
		公共用水域の水質						☆	
		水素イオン濃度				◎		☆	
		溶存酸素量						☆	
		その他の生活環境項目						☆	
		健康項目等				◎		☆	
		底質						☆	
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						☆	
		底質に係る有害物質等						☆	
		地下水				◎			
		地下水の水質に係る有害項目							

・表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

(有害物質等の工事中)

…「造成等の工事の際には、埋設廃棄物層の掘削に伴い、水質汚濁のおそれがある地下水を揚水し、排水することから選定する。」

・表 4.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

(水質 8 項目及び底質 1 項目の存在・供用時)

…「プラント系排水は、主にクローズドシステムにより再利用を図るとともに、生活排水及び環境啓発棟に関連する排水といっしょに、公共下水道に放流する計画に変更したことにより、公共用水域へ排水を放流することは無くなったため選定しないこととした。」

【変更箇所】

公共下水道事業との調整の結果、工事中の地下水揚水排水、並びに新施設の稼働に関連するプラント系排水、生活排水、環境啓発棟関連の排水及び雨水排水（再利用分）は、公共用水域に排水せず、公共下水道に放流する計画に変更した。（既存施設関連の排水も同様）

このため、施設の稼働に伴う排水による公共用水域への影響は回避できるものと考えられることから、施設の稼働に伴う水質（水質 8 項目及び底質 1 項目）の環境影響評価項目は選定しないこととした。

別紙 16「5.5 水質」…調査項目（沈降試験）の追加

【調査計画書の内容】

（記載無し）

【変更後の内容】

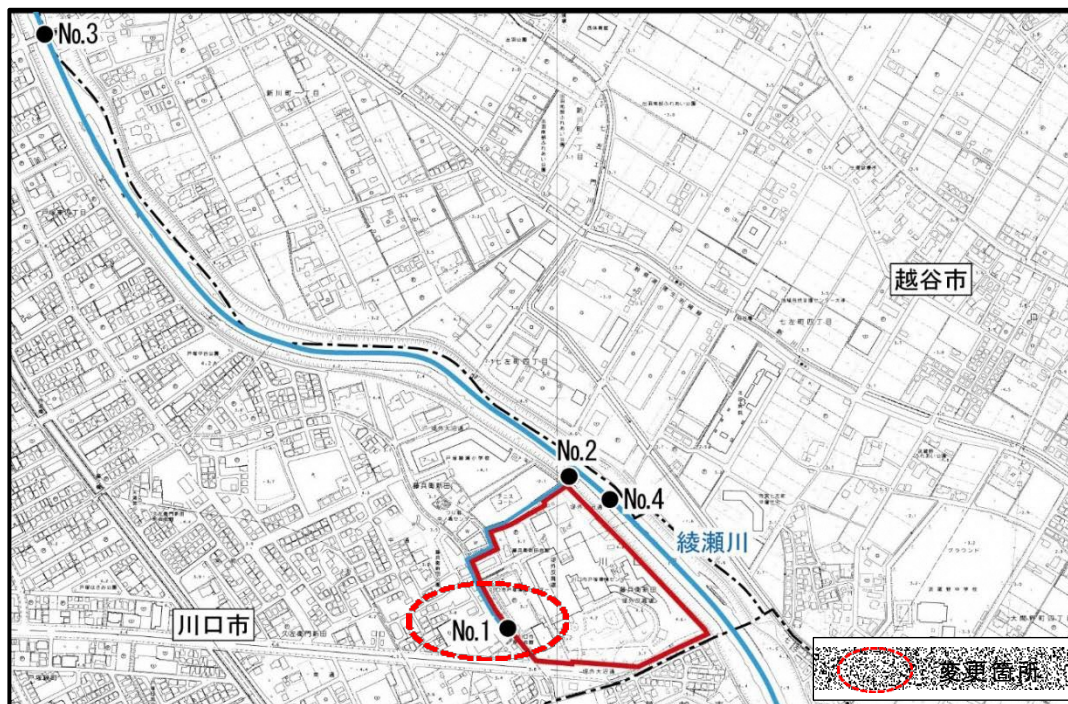
調査項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
その他	・沈降試験	「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）付表 9 に基づく SS 濃度の分析、並びにメスシリンダー法による。	1. 調査地域 工事の実施により濁水負荷の影響が発生するおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域内とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内の 1 地点とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回	—

【変更箇所】

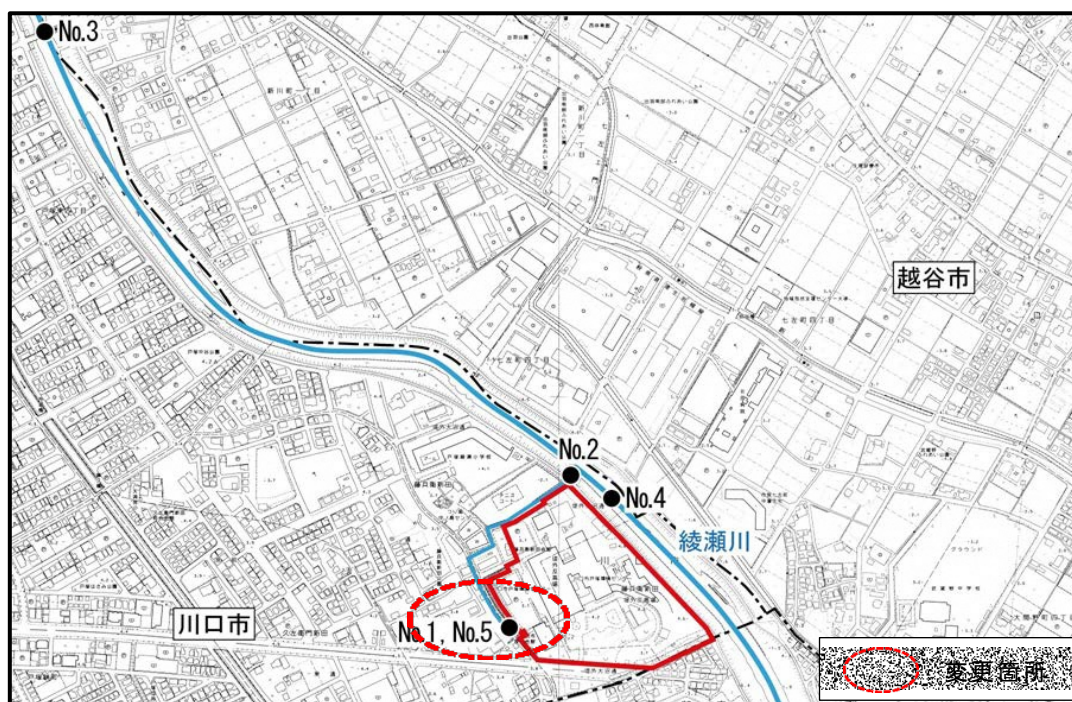
工事中の仮設沈砂槽等の容量を決定する際の参考資料として、土壌の性質を把握するため、対象事業実施区域内の土壌を採取し沈降試験を実施した。

別紙 17「5.5 水質」…調査地点（No.5 地点：厚生会館の排水）の追加

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

対象事業実施区域内の既存施設（厚生会館）からの排水口を新たに確認したことから、既存施設（厚生会館）からの排水口を、新たな水質調査地点（No.5）として追加した。

別紙 18「5.5 水質」…予測及び評価の手法（造成等の工事の SS の予測方法）の変更

【調査計画書の内容】

- ・工事計画等より、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。

【変更後の内容】

- ・工事計画等より、排水濃度等を設定し、綾瀬川の現況濃度と比較することで、定性的な予測を行う。

【変更箇所】

現時点では、仮設沈砂槽等の諸元を設定することが困難であり、完全混合式による定量的な予測ができないことから、排水濃度の管理基準を、放流先の綾瀬川の SS 濃度以下と設定し、綾瀬川への影響を定性的に予測した。

別紙 19「5.7 土壌」…調査項目（環境基準項目数）の変更

【調査計画書の内容】

- ・環境基準項目 27 項目

【変更後の内容】

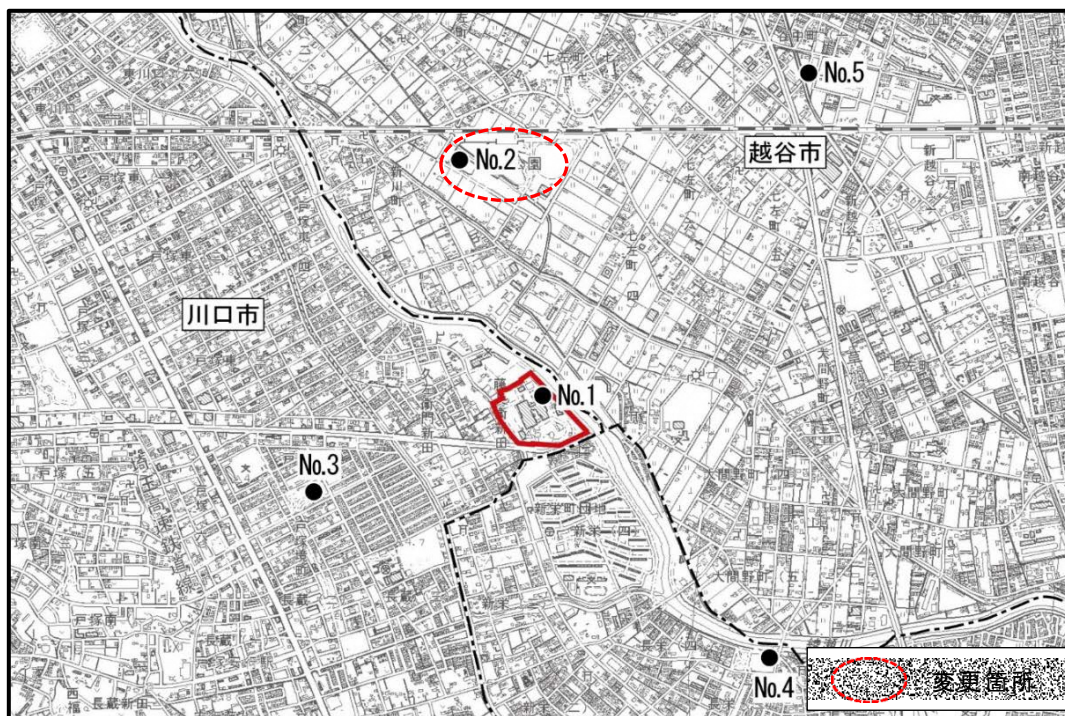
- ・環境基準項目 29 項目

【変更箇所】

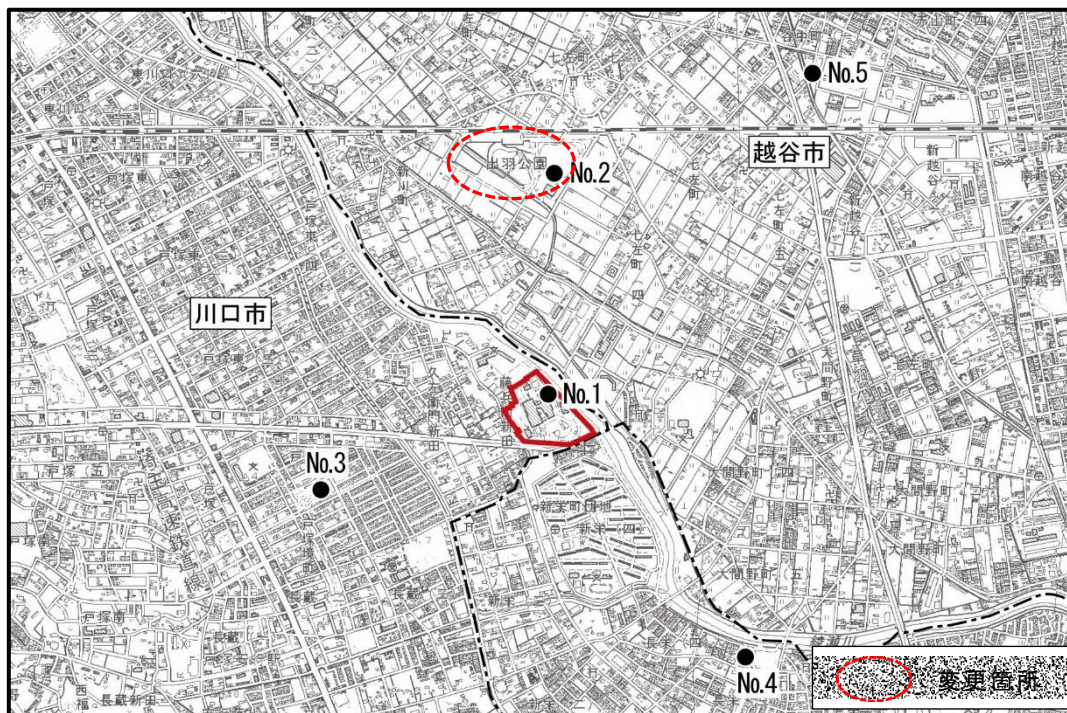
土壌の汚染に係る環境基準の項目数を誤記していたため、適正な項目数に変更した。

別紙 20 「5.7 土壌」…調査地点の移動

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

土壌の調査地点については、施設の稼働に伴うばい煙の排出に関連して土壌への影響を予測する際の予測条件とすることを考慮して、大気質の調査地点と同じ場所になるよう大気質の調査地点の移動に合わせて、土壌の調査地点も移動した。

別紙 21「5.12 自然とのふれあいの場」…予測及び評価の手法（施設の存在、施設の稼働の予測内容）の変更

【調査計画書の内容】

- ・自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

【変更後の内容】

- ・自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度

【変更箇所】

“自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度”は、自然とのふれあいの場における環境影響要因に関係しない記載であり、誤記であるため、削除した。

（存在・共用時の環境影響要因は、施設の存在及び施設の稼働のみを想定しているため）